

宮 監 査 発 第 4 3 号
令和3年12月28日

宮代町長 新 井 康 之 様

宮代町監査委員 新 祖 章

宮代町監査委員 合 川 泰 治

定例監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を下記のとおり提出する。

記

1 監査実施日及び監査対象

実 施 日	対 象
11月17日（水）	健康介護課（健康増進室）、税務課
12月10日（金）	会計室、総務課、福祉課、教育推進課（学校教育担当、教育総務担当）
12月15日（水）	町民生活課、子育て支援課、企画財政課
12月20日（月）	現地視察（移動スーパー「東武ストアとくし丸」、福祉交流館 すてっぷ宮代）
12月21日（火）	議会事務局、住民課、まちづくり建設課
12月23日（木）	教育推進課（生涯学習室）、健康介護課（介護保険担当、高齢者支援担当）、産業観光課

2 監査方法

令和3年度事業の実施状況等について、事務が適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、提出された資料を基に担当職員から説明を受け、質疑応答形式により実施した。また、宮代町要援護者見守り支援ネットワーク事業における東武ストアとの連携事業、及び「福祉交流館 すてっぷ宮代」について現地視察を行った。

3 監査事項

▼全課

- (1) 歳入確保のための取組みについて
- (2) 歳出削減のための取組みについて
- (3) 住みよい環境づくりのための取組みについて
- (4) 町民サービス向上に向けた取組みについて
- (5) 事務の合理化及び効率化への取組みについて
- (6) 滞納整理及び債権管理並びにこれらに係る各課室間の連携について
- (7) 一者随意契約の内容とその理由について（10万円以上）
- (8) 長期継続契約の締結状況について（令和3年9月30日現在）
- (9) 令和3年度重点事業及び新規事業の進捗について
- (10) 第5次総合計画前期実行計画に掲げられた事業の進捗について
- (11) 町内業者への発注状況について

※水道事業については次に掲げる監査項目に基づき、実施した。

- (1) 歳出削減のための取組みについて
- (2) 住みよい環境づくりのための取組みについて
- (3) 町民サービス向上に向けた取組みについて
- (4) 事務の合理化及び効率化への取組みについて
- (5) 埼玉県水道統計調査に基づく県内同規模自治体との経営状況、事業概況の比較分析について
- (6) 近隣市町との水道料金の比較分析について
- (7) 固定資産管理台帳について
- (8) 施設及び水道管更新の計画について
- (9) 企業債の償還状況について
- (10) 有収率向上のための取組みについて
- (11) 一者随意契約の内容とその理由について（10万円以上）
- (12) 町内業者への発注状況について

4 監査結果

監査事項について審査したところ、いずれの事務事業においても、概ね適正かつ効率的に行われており、順調に実施されていると認める。しかしながら、次のとおり、一部に不適正な処理が見られた。これについては、今後の改善が必要と認められる。

○長期継続契約については、複数年にわたる契約であることから、契約条項の特記事項として、翌年度以降に予算の減額等があった場合契約の変更等があり得る旨を契約書に記載することとされているが、記載されていないものが少なからず見受けられた。